



® 平成 30 年 6 月 7 日 (木)

No. 14704 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆知財の常識・非常識 ⑭
輸入差止申立制度について (1)

知財の常識・非常識 ⑭

輸入差止申立制度について

桜坂法律事務所

弁護士 牧野 知彦

ご存じのとおり、関税法では、麻薬、銃器などと並べて、知的財産権を侵害する貨物を「輸入してはならない貨物」と定め(関税法69条の11。なお、輸出してはならない貨物については同法69条の2が定めています。)、そのような貨物を取締の対象としています。知的財産権の取締というと、その歴史はあまり古くはないように思っていますが、我が国

では、明示30年頃には、「特許意匠商標版權ニ関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」を輸入禁制品としていたとのことですから、この制度には実に120年近い歴史があるようです。

現在、輸入が禁止されている知的財産権に関するものとしては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、又は育成者権を侵害する

SAEGUSA & PARTNERS

特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員・副所長 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之*
河合 永文*
北野 善基*
難波 泰明*
八木 祥次*
奥垣 善行*
野村 千澄*
松野 陽介*
岩澤 朋之*

森嶋 正樹*
幸 芳*
淀谷 幸平*
東野 匡容*
兼本 伸昭*
西橋 毅*
内藤 勝志*
竹本 有貴*

機械・電気部

鈴木 由充*
鶴 寛*
奥山 美保*

商標・意匠部

松本 康伸*
青木 寛史*

知財情報室

関 仁士*

新田 研太*
植田 慎吾*

小川 雅加美*
中川 博司*

顧問

小原 健志*

代表社員・所 長 林 雅仁*
社 員・相談役 三枝 英二*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区豊が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長
社員・副所長

化学・バイオ部

藤田 雅史*
鴻 宗義*

池上 美穂

齋藤 健治*
岩井 智子*

商標・意匠部

田上 英二*
田中 麻美*

中村 剛



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

物品、不正競争防止法2条第1項～3号、第10号～第12号に掲げる行為を組成する物品が挙げられます(関税法69条の11第1項9号及び10号)。なお、回路配線利用権については、通達によって「輸入差止情報提供」が認められています。

今回は、そのような税関での取締制度の中における輸入差止申立制度(特に特許権に基づく輸入差止申立制度)の基本的な事項について、裁判所における差止請求と比較しながら、考えてみたいと思います。

1. 輸入差止申立及び認定手続とは

税関には輸入貨物の取締を行う権限がありますから、税関自らの判断で知的財産権を侵害する物品の輸入を禁止することも可能です(職権取締)。しかしながら、銃器のように貨物の外形からその内容が明らかな物品であればともかく、ある貨物が知的財産権、とりわけ、特許権の侵害品に当たるかどうかを税関のみの判断で確認することは極めて困難といえます。

そこで、知的財産権に基づく輸入差止については、権利者が税関に対し、自己の権利を侵害すると認められる貨物が輸入されようとするときには認定手続を行うよう申し立てをし、これが受理された後に認定手続が開始されることが一般的です。このような申立を「輸入差止申立」といい、税関が輸入されようとする貨物に知的財産権を侵害する疑いのある物品を発見した場合に、当該物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かを認定する手続を「認定手続き」といいます。

2. 輸入差止申立

(1) はじめに

知的財産権に基づく輸入差止申立は税関に対する行政手続であり、知的財産権に基づく差止請求訴訟(以下、単に「差止請求訴訟」といいます。)は裁判所に対する司法手続ですから、両者は基本的な性格を異にする制度ではありますが、上記のとおり、輸入差止申立とは、自己の権利を侵害すると認められる貨物が輸入されようとするときに、権利者が税関に対し、その輸入の差止を求めるものですから、差止を求めるという点で、裁判所における差止請求訴訟(以下では、特に断らない限り特許権を念頭に記載します。)に対応するところがあります。

そこで、以下では、知的財産権(とりわけ特許権)に基づく輸入差止申立について、差止請求訴訟と比較しながら、その内容を紹介していきます。

(2) 申立

ア 費用

輸入差止申立では手数料等の費用はかかりません。一方、差止請求訴訟では、裁判所が定めた額の印紙が必要となり(その詳細は、東京地裁知財部のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/sinri/ip/index.html>)などを参照。)、売上や利益額が大きな製品を差止しようとする、それなりの費用がかかります。したがって、この点では輸入差止の利便性は高いといえます。

イ 申立の要件

(ア) 輸入差止申立の要件は関税法69条の13によりますが、これをわかりやすくいえば、①権利者であること、②権利の存在、③侵害の事実、④侵害の事実の疎明、及び⑤税関で識別できること、となります。

(イ) ①及び②については、特許原簿と特許公報などで疎明することになります。ここでいう権利者には特許権者のみならず、専用実施権者も含まれます。この要件については、差止請求訴訟も同様です。

なお、②に関係して、権利の有効性(無効理由の有無)の判断という問題がありますが、この点は後述します。

(ウ) ③については、現に侵害品が輸入されているだけではなく、輸入されることが見込まれる場合も含まれます。この点は差止請求訴訟が現に実施されている場合のみならず、実施される(侵害される)おそれがある場合にも認められることと同様です。

また、③を充足するためには、並行輸入や国内消尽、さらには無効理由がないことといったことも必要となり、次に述べる申立書の書式には、「(2) 平行輸入に関する参考事項」とし、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む)、外国における権利の許諾関係、その他の事項(ライセンス契約の内容、ライセ